

婦人と子ども



子供の特性につきて

尾田 信 忠

兒童教育といふ大切なる務を果さんが爲には、兒童の特性を知ること極めて必要なり。各兒童の特性を  
 知り、如何なる原因より此の特性の起りたるかを究め、其の特性に應じて之を指導するにあらざれば、  
 いかてか能く兒童の品性を陶冶することを得んや。抑も各人の特性は極めて複雑なる事情より起ること  
 なれば、かゝる特性はかゝる原因より來りしものなりと、一概に説明し盡すを得されとも、またかゝる  
 事情の下にあるものは其の性質にかゝる影響を受くるものなりと云ふことを知り得られざるにもあら

す。余は今

(一) 兒童の性質と父母との關係

(二) 兒童を世話する人と兒童の性質

(三) 親の職業と兒童の性質

(四) 兒童の體格と性質

(五) 兒童心力の發達と性質

等の諸項につき、嘗て某尋常中學校生徒及某小學校生徒に就きて調査せる成績の要領を擧げて教育者の參考に供し、併せて實際教育に従事せる人々か此種のことにつき研究を遂けて、眞に人を教育する任務を盡されんことを望むものなり。

(一) 兒童の性質と父母との關係

甲) 父なき兒童、即ち母のみに育てられたる兒童。

此種類の兒童中、學術の成績に於ては、同級生中優等の評を得るものも少なからざれとも大部分は學術上の成績あまり宜しからず。余の調査したる所にては、高等小學及び尋常中學の生徒中、父なきもの十九名ありて、其の中の七名は學術上の成績優等なりしも、其の他は中若しくは中以下の成績たるものなるを知れり。

性質に於て。此種類の兒童は甚たしき悪評を受くるもの少なきか如し。余の調査したる前記十九名の父なき生徒中、二名は其の性質に於て頗る悪評を受け居りしも、其の他は相當若しくは頗る善良なる生徒なりと認定せられ居りたり。

此種類の兒童の殆んど一般に通せる性質は、温順、意志弱し。人を憐むの情に富む等なり。而して生徒中、中學の上級に進むに従ひ、此特性が表面に顯はれざるものあることを知れり。今茲に此種類の兒童の性質殊に善良なりと言はれしもの、及び此特種の事情に伴へる弱點の最も著るしく顯はれたる兒童の性質を左に記して、此種類の兒童の特性を示さん。

特殊性に善良なりと認め居らるゝもの。

高等小學二年級生徒某 温順 人を憐む 感情に富む 理に従ひて事を處す

綿 密

同 某 温順 無邪氣

此種類の人の弱點著しく顯はれ居るもの。

高等小學二年級生徒某 婦人の如き氣象なり。泣く代りに顔を青くす 人に左右せらるゝ人に笑

はるゝと善き事も之を改む

同 某 流行を追ふ 生意氣 自ら人を指揮せんとす

(乙) 母なき児童。

(一) 繼母の居らざる場合。余の調査したる所にては、かゝる境遇にあるものにて、其性質殊に悪しきものはなかりき。但し容儀に頓着せざるものは少なからず。

(二) 繼母の居る場合。余の調査したる所にては、かゝる境遇にあるものにして其の性質殊に善しと言はれたるもの、殆んどこれなく、其の性質殊に悪し、と言はれたるの甚だ多し。今此種類の人の代表者を次に掲げて、かゝる境遇にあるものは、其の性質に如何なる影響を受くるものなるかを明かにせん。

高等小學一年級生徒某 執拗 頑固 虚言を吐く

尋常中學三年級生徒某 輕躁 狡猾 生意氣 不平を鳴らす 虚言を吐く 人を嘲笑す

(丙) 父母共になき児童。

此の種類のものは其の人数少なきが故に、こゝに結論し得る程の事實を得ず。

(丁) 父母と同一家に居らざる児童、即親戚又は教師の宅にあり、或は寄宿舎等にある者を云ふ、余の調査したる所にては、かゝる事情の下にあるものにして、其の性質殊に善しと言はれ居るものもあれども、また其の性質殊に悪しと言はれ居るものも少なからざりき。即ち高等小學校及び尋常中學の生徒にて、かゝる事情の下にありし児童の總數二十三名ありて、其の中の二名は性質殊に善しと言はれ居りしも、

九名は殊に悪しとの評を受け居たりき。此の如きは家庭にて教育しかねたる性質善からざる兒童を、他人の家又は寄宿舎等に托するにも因るなるべけれども、一は家庭に於ては、温愛の空氣に充ち、父母の親切綿密なる注意あるに引き換へて、他人の家又は寄宿舎にては、教育の方法自ら冷淡不親切になり易きに因るにあらざるか。尚他人の家又は寄宿舎にある兒童にして、其の性質殊に善しと云はれ居るもの、特性は、事を爲すに當り苦難を辭せず。何事につきても徹底せざれば止まず。事を爲すに他人の力を頼まず、自ら之に當らんとすと云ふにありて。其の性質殊に悪しと云はれ居るもの、特性は、大膽。傲慢。不平を鳴らす、横着等なり。教師の家又は寄宿舎にて、人の子弟を教育するに當り、教育の方法に注意せざれば、その子弟の性質に如何なる悪き影響を及ぼすべきか、若し又教育の方法に注意したらんには、その子弟の性質に如何なる善き影響を與ふべきかは、大要之を推知するに難からざるべし。以上兒童の性質と父母との關係につき記載せし所より、父なきもの、母なきもの父母と同一家に居らざるものは、其の性質に如何なる特性を帯び易き者なるかを知らるべし。而して其の特質は必しも常に悪性の者のみに非れば、教育の任にある者は、是等特別の境遇にある兒童には特に注意して、この特別の境遇より悪しき影響を受けたる様に注意せざるべからず。以上の事實より、吾人は次の如きことを教育者以外の人にも一般に知らしめ置くの必要なることを信するものなり。

(一) 父母が教育を受くべき年齒にゐる子に先ちて死するは、その子の性質を大成するに障害あるものなり、

(二)母たる人を選ばは、兒童の教育上特に必要なり。母は教育あり、身體強壯ならざるべからず父は家庭以外に於て特別の勤務あり、常に家庭に居る能はざれば、子の教育は大體母自ら之を引き受け得る様になり居らざるべからず。又母の身體強壯ならずして、教育を受くべき年齢にある子に先ちて死し、特に繼母が之に代りて入り來る場合に於ては、其の子の性質に甚だ悪き影響を與へ易きものにて、其の子の不幸は實に言ふべからざるものなり。尤も余が前項につき調査したる學校の生徒の親は、社會にて中流以上の地位を占むる人のみなれば以上のことは殊に是等の人の注意せらるべきことなり、

(三)親か子を教育し得べき場合にありては、決して其の子の教育を全く他人に托すべからず。他人の家又は寄宿舎にて、教育を受けたるものは、其の性質如何なる善き影響を受くるものなるかは、すでに述べし所なり。而して其の善き特性は、人が將來世に立ち事業を執りて成功せんには、頗る必要なることは、何人も疑はざる所ならん。然れば此種の教育法は決して廢すべからず。又家庭の事情により其の子を家庭に置くよりも、他人の家又は寄宿舎に入る、方、其の子の性質を大成するに於て、却て好都合なることなきにわらず。否かゝるもの世に甚だ少なからざることは、余が確信する所なり。此點よりも、此種の教育法は決して廢すべからざるのみならず、今後益之を擴張せざるべからざるなり。然れども此種の教育を司れる人にして、教育の方法に注意せざるときは其の教を受くるものが、傲慢、横着の思ひべき特性を得易きものなることは、これまた余が已に述べし所なり。此の故に吾人は親が子を教育し得べ

き事情にあるときは、自らも其任務を盡して、全く他人にのみ之を託せざることは、子の性質を大成するに於て、頗る安全なる方法なることを信するものなり。而して若し家庭の都合により、子を他人に託して、教育を受くるの必要あるときは、其の子の教育を擔當すべき人の性質、若しくは其子の入るべき家又は寄宿舎の風儀、教育方法を詳知し、自らも其教育法の正當なるを信じて、後に之に従はざるべからず。此の如くせざるものは、子を教育することは、親の大切なる義務なることを顧みざるものなり。

(二) 兒童を世話する人と兒童の性質

(甲) 余が特に調査したる學校生徒の父母は、大抵相當の教育ある人なりき。其の父母が共に力を協せて、兒童の世話を爲す場合には、その兒童に甚だ悪しき性質のものを見出さざりき。殊に母の世話善く行き届きて、父なる人を助け、子の教育に關係し居る場合には、綿密にして、注意深き兒童を生ずるもの、如し。而して父母共に兒童を世話する能はざるとき、又は共に兒童の教育に付世話を爲すも、その兩人又はその教育に頗る缺點あるとき、又は父母の中の何れか、殊に母か、兒童の教育につき世話を爲す能はざる場合には、其兒童の性質に悪き影響を與ふるが如し。

(乙) 祖父母又は兄等に世話せられたるものは、如何なる特性を得るものなるかは、此種類の兒童多からざる故に、こゝに結論し得る程の事實を見出さず。

(丙) 父母存するも、自ら兒童の教育に干渉せず、書生又は執事に之を托し置く場合には、其の兒童の性質

善しと言はれ居るもの殆んどこれなし。

(丁)他人の世話を受くるもの、即ち教師の宅又は寄宿舎にありて、監督を受け居る兒童の性質は、まゝ善

きものあれども頗る善からざるもの少なからず。而してその特性は、すてに前項に述べたるが如し。

以上の事實によれば家庭にて教育に熱心にして、父母共に子を教育するてふ任務を盡し得る場合には、

その兒童が殊に悪しき性質のものとなることなきが如し、然れども家庭にて教育に熱心ならず、父母が

ある事情より、子を教育する任務を盡し能はざるときは、その兒童の性質に、多少の悪き影響を與ふる

ものなるが如し。尙次の如き事情は、家庭にて兒童を教育するに極めて都合悪しきものなるが如し。

(一) 父母教育なき時、又は其中、何れか教育なき時。

(二) 父母又は其中の何れか、不規律なる時。

(三) 其兒童が一人子、又は末子にて父母過愛に偏する時。

(四) 教育に乏しき繼母が兒童の世話をなす時。

(五) 父母が職務繁忙にて兒童教育の任を盡す能はざる時。

(未完)

この一篇は嘗て本會に於て演説せられしものにして、一度本會々報に掲載し其後二三の雜誌に掲載せられしことありたれども、極めて有益のものなればこゝに號を返つて載することとせり。